

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十八号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年四月奈良県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（合格者の決定）

第五条 試験の成績評価及び合格点は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。